

## 利用上の注意

1. 商業統計調査の分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。産業(業種)格付の方法は、年間商品販売額の商品分類により、以下のようになっています。

取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち、上4桁で細分類を決定します。

取扱商品が複数の場合は、商品分類番号の上2桁により、卸売、小売別(卸売:49~54、小売:55~60)に年間商品販売額を集計し、いずれの年間商品販売額が多いかによって、卸売業、又は、小売業に決定します。

次に、上2桁番号を同じくする商品の年間商品販売額をそれぞれ合計して、その額が最も大きいもので2桁の番号(中分類)を決定します。その決定された2桁番号のうち、上記と同様の方法で、3桁番号(小分類)、更に4桁番号(細分類)を決定しています。

ただし、卸売業のうち「各種商品卸売業」、「その他の各種商品卸売業」、「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「たばこ・喫煙具専門小売業」については、上記とは別に特殊な方法で格付けを行っています。詳細は、『商業統計表利用上の注意』を参照してください。

2. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、合計値と積み上げが一致しない場合があります。

3. 特定事業所の年間商品販売額が明らかになるのを避けるため、秘匿箇所に「x」をつけています。

なお、第2部第2章「都道府県別にみる商業」の販売上位品目からは除いています。

4. 「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する事業所、また、訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていません。

5. 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」はマイナス数値を表しています。

6. 商業マージンについては、「卸売企業」、「小売企業」を集計したものを「卸売業」、「小売業」としています。

7. 平成3年は災害があったため、平成6年と対応可能となるよう再集計した数値を使用しています。

8. 問い合わせ先

本書の内容についてのお問い合わせは、下記へお願いします。

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室

電 話 03(3501)1511(代表) 内線2892

03(3501)9945(直通)

所在地 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

商業統計の調査結果(「産業編」、「品目編」、「業態編」、「流通経路別統計編」、「立地環境特性別統計編」)及び「2009 平成21年版 我が国の商業」については、全てインターネットのホームページにも掲載しています。

URL = <http://www.meti.go.jp/statistics>

## 主な用語の説明

### 事業所

一定の場所で、商品の卸売、商品売上の代理、仲立又は小売の業務を行っている事業所をいいます。

### 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業に商品を販売する事業所。

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所。

製造業者が別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売する事業所。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。

手数料を得て、他の事業所のために商品の売上の代理又は仲立を行う事業所。

### 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。なお、本文中では小売事業所を「小売商店」といっています。

個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所。

商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず、小売業とします。

自店で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所で、個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

### 従業者及び就業者

従業者とは、調査日現在の「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の合計をいいます。就業者とは、従業者に「臨時雇用者」、「他からの派遣従業者」を併せ、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で、給与を受けている者をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア) 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者

イ) 調査月の前2ヶ月のそれぞれの月において、18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「他からの派遣従業者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者、又は下請として別経営の事業所から来て、業務に従事している者をいいます。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者、又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

#### 年間商品販売額

調査年の3月31日から遡って1年間(平成9年調査以前については、調査日から遡って1年間)の商品販売額をいい、本文中では年間商品販売額または販売額としています。なお、年間商品販売額には消費税を含みます。

#### 年間商品手持額

調査年の3月末現在(平成9年調査以前については調査日現在)で、事業所が販売する目的で保有しているすべての手持商品の金額をいいます。

#### 売場面積(小売業のみ)

調査日現在において、小売事業所が商品を販売するために、実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場(植木・石材)、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗(テナント)分等は除く)をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する事業所、また、訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は除外しています。

#### 来客用駐車場(小売業のみ)

調査日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。なお、ガソリンスタンドについては調査をしていません。

#### 専用駐車場(小売業のみ)

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。

#### 共用駐車場(小売業のみ)

他の事業所と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

#### 収容台数(小売業のみ)

満車の状態となる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

#### 商品販売形態区分(小売業のみ)

店頭販売.....店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、ご用聞き、移動販売も含みます。

訪問販売.....訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

通信・カタログ販売.....カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

自動販売機による販売.....商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。  
その他.....宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記  
～ 以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

#### 販売方法区分

##### 現金販売

現金で商品を販売した場合をいいます。小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含めます。

##### 信用販売

ア)クレジットカードによる販売...信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいいます。

イ)掛売・その他.....上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいいます。手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売などが含まれます。なお、新聞、牛乳等の月極販売もここに含みます。

#### 電子商取引(法人企業のみ)

商品の購入、販売に際し、その取引に関わる受発注がネットワークを通じて行われていることをいいます。  
なお、商業統計調査では、年間商品仕入額及び年間商品販売額に占める電子商取引の割合が1%以上のものについて集計しています。

#### 業態分類

別表「業態分類の定義」のとおりです。

#### 立地環境特性区分

立地環境特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定しています。  
詳しくは、別表「立地環境特性の区分及び定義」のとおりです。

#### 大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積(小売業を行うための店舗に供される床面積)が1000㎡を超える店舗で届け出のあったものをいいます。

別 表

業態分類の定義

区 分	セルフ方式 (注1)	取 扱 商 品 (注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
<b>1 百貨店</b>	×		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。  「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2 その他の百貨店					
<b>2 総合スーパー</b>					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
<b>3 専門スーパー</b>					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
<b>4 コンビニエンスストア</b>		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 「終日営業」	産業分類「5791コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店					
<b>5 ドラッグストア</b>		産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
<b>6 その他スーパー</b>					2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
<b>7 専門店</b>					
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
<b>8 中心店</b>					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
<b>9 その他の小売店</b>					1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	×				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

## 立地環境特性の区分及び定義

別 表

特性番号及び区分	定 義
商業集積地区細分	
10 商業集積地区	<p>主に都市計画法8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。</p> <p>概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。</p>
11 駅周辺型商業集積地区	<p>JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。</p>
うち、駅改札内事業所	
12 市街地型商業集積地区	<p>都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。</p>
13 住宅地背景型商業集積地区	<p>住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。</p>
14 ロードサイド型商業集積地区	<p>国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。</p>
15 その他の商業集積地区	<p>上記「駅周辺型商業集積地区」～「ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。</p>
20 オフィス街地区	<p>主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「10商業集積地区」の対象にならない地区をいう。</p>
30 住宅地区	<p>主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。</p>
40 工業地区	<p>主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。</p>
50 その他地区	<p>都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「10商業集積地区」～「40工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。</p>
うち、有料道路内事業所	

（注）都市計画法の地域、地区と実態が異なる場合（住宅地区であっても住宅がほとんど建っていない場合など）また、都市計画法で指定されていない地域、地区においてもその地域・地区の実状に合わせ特性付けをしている場合がある。